

ESG/統合報告 Keyword vol.26

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい” 初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。

今回は「International Sustainability Standards Board（国際サステナビリティ基準審議会）が公表するIFRSサステナビリティ開示基準（以下、ISSBスタンダード）」に関わる4つのホットな用語をピックアップしました。

1 比較可能性（Comparability）

開示内容が異なる企業や報告期間にわたる情報を比較出来る能力を意味する。比較可能性を持たせることによって投資家やその他のステークホルダーが企業のサステナビリティ関連のリスクと機会を評価しやすくなる。



ココがポイント

ISSBの基準は、投資家が必要とする高品質で比較可能な情報を提供するために設計されており、企業が効率的に情報を提供できるようにすることを目指しています。国によって法定開示の要求事項が違い、企業によって報告能力も違う中、開示において重視される性質の一つです。比較可能性（comparability）は投資判断に資する（decision-useful）、一貫性のある（consistent）、比較可能な（comparable）情報として三点セットで使用されることも多いです。

ISSBは、IFRS S1（サステナビリティ関連の財務情報の開示に関する一般要件）とIFRS S2（気候関連の開示）という基準を策定しましたが、これらの基準は、企業がサステナビリティ関連の情報を一貫して報告するための共通のアプローチを提供し、情報の比較可能性を向上させることを目的としています。IFRS S3以降の分野別基準が未完成の現在、気候変動以外はS1に準拠して開示することとなっていますが、規定されていない開示の詳細は、各業界・各社の状況に最適なものが認められる一方、まずはSASBで自社に合致する項目があるか確認することとなっているのは、比較可能性を担保するためです。

2 ダイナミックマテリアリティ (Dynamic materiality)

マテリアリティは状況によって変化するものであるという考え方。時間とともに企業を取り巻く環境や予測が変化し、財務諸表の利用者の推定や評価が洗練されるにつれ、重視するリスクや機会も変化するため、報告期間によって開示すべきマテリアリティは変化するということ。

ココがポイント

ISSBスタンダードの現状のマテリアリティは、一定の期間にわたって固定された重要課題を指すものですが、ダイナミックマテリアリティは、社会的なニーズや環境の変化に応じて、企業が重要とする課題が変わることを意味します。

例えば、プラスチック製品による海洋汚染問題が社会的に重要視されるようになると、企業はプラスチックの使用量を減らすための取り組みを強化し、その情報を開示することが求められます。つまり、ダブルマテリアリティが包含する企業の活動が社会や環境に与える影響が変遷、またはその影響に対する世間の理解が変遷すると、結果としてシングルマテリアリティが主眼を置く企業価値にも影響を与えることとなります。

今後サステナビリティ関連財務開示において、企業はシングルマテリアリティやダブルマテリアリティとは違った次元でダイナミックマテリアリティについて継続的に検討していくことになると考えられます。

3 集約及び分解の原則 (Principles of aggregation and disaggregation)

集約及び分解の原則は、元々財務報告において情報をどのようにまとめたり分けたりするかを定めた基準。サステナビリティ関連財務開示のISSBスタンダードの適用においても、情報を理解しやすくし、財務情報と同じく投資家やステークホルダーが企業の持続可能性に関するパフォーマンスを理解しやすくすることを目的としている。

ココがポイント

サステナビリティ関連財務開示情報の集約とは、類似の性質や影響を持つ情報を一つのカテゴリーにまとめることです。これにより、情報が簡潔で分かりやすくなります。例えば、ウクライナの地政学的リスクの自社への影響を記載する際に、地理的に欧州から離れており影響が少ない地域の事業は国別に分ける必要はなく、集約したほうがいいかもしれません。一方、サステナビリティ関連財務開示の分解とは、集約された情報をさらに詳細に分けることです。これにより、重要な情報が見逃されず、具体的に有用な分析が可能になります。例えば、会社による水の利用状況を記載する際に、水資源が潤沢な地域と、水不足の地域は分解することや、特定業種ではGHG排出量を純額でなく総額に分解した記載を求められる、等です。

4 プロポーショナルリティのメカニズム (Proportionality mechanism)

ISSBスタンダードにおいて、企業がサステナビリティ関連財務開示を行おうとする際に「資源の制約」がある場合でも、それに「見合ったアプローチ」での開示を可能とするメカニズム。（※1）このプロポーショナルリティ（比例性）という概念はスタンダードを適用する可能性がある企業のさまざまな状況（例えば、規模、能力、複雑性）を考慮し、それらの異なる状況を考慮した合理的なアプローチを提供しようとするもの。

ココがポイント

ISSBスタンダードの特定の要求事項で適用困難な企業は、プロポーショナルリティメカニズムによって、自社の能力で可能な範囲で適用することが許容されます。

例えば、東証グロース市場でIPOを行ったばかりの企業は規模や能力においてスタンダードを即時適用することが困難であると考えられるケースもありますし、逆に、JPX日経400に選ばれるような超大型企業は、複雑な組織構造を有している可能性があり、ISSBスタンダードをすべて即時に適用することは困難であるというようなケースもあります。このように異なる状況にある企業がISSBスタンダードを最大限に適用できるよう、特定の要求事項に関して一定の柔軟性を提供することを目的としているという意味があります。

この考え方は「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる」（※2）というISSBスタンダードの基本原則を支える重要な考え方です。

- ※1：IFRS財団「IFRS S1号及びIFRS S2号現在の及び予想される財務的影響」2024年8月
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/japanese-cas-slides-p2.pdf>
- ※2：IFRS S1号『「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」に関する 結論の根拠』2023年6月
<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/pdf-standards-issb/japanese/2023/issued/part-c/ja-issb-2023-c-basis-for-conclusions-on-ifrs-s1-general-requirements-for-disclosure-of-sustainability-related-financial-information-part-c.pdf>